

## 岸和田市冠基金運用要綱

### (目的)

第1条 岸和田市は、だんじり祭をはじめとする豊かな歴史・伝統文化、漁業、ものづくりを支える中小企業群および地域コミュニティの結束を基盤として、市民とともにまちの発展を築いてきた。本基金は、市に対する寄附者からの想いを積極的に反映し、より良いまちづくりに寄与することを目的に設置し、岸和田市冠基金運用要綱を定める。

### (定義)

第2条 用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 「岸和田市冠基金」は、ふるさと応援基金内で運用される。個人からの寄附金により設置され、寄附者の希望する名称を基金の冠にする目的の基金をいう。(以下、冠基金という。)
- (2) 「寄附金」は、岸和田市ふるさと寄附条例(平成20年6月23日条例第20号)第2条に規定する寄附金をいう。
- (3) 「返礼品」は、寄附金の受領に伴い、寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。

### (対象)

第3条 冠基金として設置する寄附金は、個人からの1回1000万円以上とする。ただし、返礼品の提供は行わないものとする。

### (申込)

第4条 冠基金設置を希望する者は、「冠基金寄附申込書」(様式第1号)に記入し、寄附を申込む。

- 2 既存の冠基金に、寄附を希望する者は、「寄附申込書(様式第2号)」に記入し、寄附を申込む。返礼品の提供については、第3条のただし書を準用する。
- 3 前2項の寄附申込みを受けた後、市は、寄附の受領を行う。

### (冠基金の管理)

第5条 冠基金は、ふるさと応援基金内での専用の基金を設け管理する。

- 2 冠基金設置後、追加の寄附があれば随時積み立てる。

### (冠基金の名称)

第6条 冠基金の名称は、原則として、寄附者が希望する基金の名称を用いる。ただし、政治活動、宗教活動その他公序良俗に反する名称は用いない。

(使途)

第7条 冠基金は、寄附時に定めた目的に沿った市の事業に充てる。

2 前項について、市は、寄附者の意向に沿うよう努める。

(設置期限)

第8条 冠基金の残高が無くなった場合、5年経過後においても冠基金の残高が無い状態であれば、閉鎖する。ただし、冠基金が閉鎖するまでの間は、引き続き寄附の受入れを行うものとし、次に残高が無くなった以降、5年経過後においても残高が無い状態であれば、閉鎖する。

2 市は、前項の規定にかかわらず、社会情勢の変化、公序良俗に反する事由、施設の廃止等やむを得ない事由がある場合は、変更または解除することができる。この場合において市は、寄附者と事前協議に努める。

(公表、報告)

第9条 市は、寄附者の紹介やコメント等を公表するとともに、その使途について、市ホームページで報告を行う。

2 冠基金の設置期限が過ぎた場合は、市のホームページから削除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日より施行する。